

新潟市歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年10月10日

新潟市長 中原ハ一

新潟市規則第47号

新潟市歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市歴史博物館条例施行規則（平成15年新潟市規則第54号）の一部を次のように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

品名	単位		使用料の額（円）
移動式展示ケース（壁面ハイケースA）	1台	1日	3,380
移動式展示ケース（壁面ハイケースB）	1台	1日	2,080
移動式展示ケース（行灯ケース低床）	1台	1日	1,230
移動式展示ケース（傾斜型ローケース）	1台	1日	1,100
展示パネル	1台	1日	130
免震台	1台	1日	130
ポール・ターフ	1台	1日	130
スポットライト	1台	1日	260
展示用ビデオデッキ	1台	1日	1,170
入替式パネル	1台	1日	130

イーゼル	1台	1日	130
スライド映写機	1台	1回	1,040
可搬式映写スクリーン	1台	1回	520
パネル用照明器具	1台	1日	60
CDラジカセ	1台	1回	260
テーブルクロス	1枚	1回	520
液晶プロジェクター	1台	1回	1,040
電気受口	1個(1K Wにつき)	1回	260

別表第1備考4中「条例別表第3 1備考1から5まで」を「条例別表第3のうち1の表備考1から5まで」に、「同表2」を「条例別表第3のうち2の表」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項から第4項までの規定 公布の日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 令和7年4月1日

(準備行為)

2 改正後の新潟市歴史博物館条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、前項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「2号施行日」という。）前においても、新規則の規定の例により行うことができる。

(適用区分)

- 3 2号施行日前に、2号施行日以後の設備の利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新規則に規定する額とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、第1項第1号に掲げる規定の施行の日前に2号施行日以後の設備の利用について当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、なお従前の例による。